

平成29年3月20日

No. 153

<育児休業>

会計事務所にとって一番の繁忙期である所得控除の確定申告の期間が終了しました。今年も所員の一人が産休に入っていて忙しくなることは予想され、準備したつもりでしたが突発的な出来事もあり毎日が超多忙で休みなく長時間労働でした。出生率が低下し国では育児休業の取扱いが叫ばれていますが、社員数が少ない小規模事業所では、厳しいものがあると感じました。当事務所は所員数9人、一人欠けて8人で分担、どうしても勤務時間が伸びてしまっています。残業時間の増加です。長時間労働の問題からノー残業、プレミアムフライデーと政府が進めているが、小規模事業所では、難しいのが実態です。企業にとっては育児休業は大変重要であり、良いことでもあります。何にしろ、大切な育児の場職場の仲間達の協力応援し、補う、復帰後感謝し、助け合うみんなが経験し成長する。これも良いことです。ただ、10人で一人休むのと10人で一人休むのとは、社員共達の負担に大きな差があります。何か国の手だてがあればと思います。学校では産休先生の話をききます。小規模事業所にも産休応援を。沢松市事業所統計で従業員50人未満事業数97%、従業員59%を占めています。企業として社員を雇用し永く勤務して頂くこと、働きながら、学びながら、お互いに賢業していきながら目的であります。永く勤務し、子育ては大切なことです。働き方を受入れていく時代ですので、公務員、大企業重視でなく、小規模企業に合った政策をと思います。

高林 幸祐